

(国土交通省)

事 項 名	20年度減量・効率化の取組内容
本省内部部局等におけるアウトソーシング等による効率化	国土交通省行政効率化推進計画に沿って、庁舎管理業務、公用車関係業務及び電話交換業務等について外部委託を図ることにより、平成20年度に内部部局の定員を4人合理化する。21年度以降も引き続きこのような取組により定員の計画的な合理化を図る。
<p>【地方整備局】</p> 官庁営繕関係の業務見直し等	官庁営繕関係1,199人（17年度末定員）について、次のとおり、平成18～19年度に43人、20年度に26人合理化することを含め、22年度末までに定員を122人以上合理化する。 <ul style="list-style-type: none"> － 「保全業務支援システム」の利用促進等により、18～19年度に17人、20年度に16人合理化することを含め、22年度末までに65人合理化 － 位置・規模・構造の基準の設定等に関する基礎的調査業務の民間委託の拡充により、18～19年度に19人、20年度に6人合理化することを含め、22年度末までに36人合理化 － 国家機関の建築物の企画・調整に関する業務の企画段階における関係機関との調整の充実強化、入札契約の運用に係るマニュアル化の促進により、18～19年度に7人、20年度に4人合理化することを含め、22年度末までに21人合理化
官庁営繕関係の見直しに伴う機構面の整理合理化	官庁営繕関係の見直しにより、平成19年度に関東地方整備局営繕部の2課を廃止した。 引き続き、官庁営繕について、事務事業の見直し、定員の合理化に併せて、機構面における整理合理化の検討を行い、22年度までに組織の見直しを含めた更なる機構面における整理合理化を計画的に実施する。
地方整備局における公共事業に係る民間委託の徹底、短時間再任用制度の活用、事業費の減少に応じた業務のスリム化及び業務執行体制の見直しによる効率化推進、事務所、出張所等について、統廃合等の組織の見直しを含めた業務執行体制の見直し（☆）	公共事業に係る各種調査業務、設計業務等に係る民間委託の徹底、再任用短時間勤務職員制度の活用を図ることにより、平成18～19年度に定員を977人、20年度に502人合理化する。 さらに、事業費の減少に応じた業務のスリム化や業務の効率化の推進、公共事業に係る業務執行体制の見直し等を推進すること等により、上記民間委託等によるものを合わせて22年度末までに定員を1,761人以上合理化する。 なお、この一環として、事務所、出張所等については、事業の進展、所管施設の管理の在り方、特別会計改革等を踏まえ、20年度に、統合、廃止及び合理化の具体的方策を取りまとめ、その結果に基づき、21年度以降、業務執行体制の見直しを着実に実施する。
港湾事務所等における庁舎・宿舍等改良補修業務に係る事務の民間	地方整備局の港湾事務所等において、庁舎・宿舍等改良補修業務に係る事務の民間委託等による合理化を推進することにより、平成18～19年度に定員を4人、20年度に1人合理化することを含め、22年度末までに定員を5人合理化す

委託等	る。
環境整備船が行う一般海域のゴミ・油の回収作業の委託化	環境整備船が行う一般海域のゴミ・油の回収作業については、可能なものから順次委託運航を推進することにより、平成19年度に地方整備局の定員を2人、20年度に1人合理化することを含め、22年度末までに定員を8人合理化する。
【北海道開発局】 北海道開発関係の業務見直し等 (☆)	<p>① 北海道開発関係6,283人(17年度末定員)について、次のとおり、平成18~19年度に定員を339人、20年度に337人合理化することを含め、22年度末までに定員を1,003人以上合理化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 事務所・事業所等の統廃合の推進、開発建設部の内部組織の統合等、組織体制・業務処理体制の抜本的見直しにより、18~19年度に187人、20年度に87人合理化することを含め、22年度末までに355人合理化 － 現場技術業務、道路巡回業務等の民間委託を大幅に拡大することにより、18~19年度に152人、20年度に112人合理化することを含め、22年度末までに400人合理化 － 札幌開発建設部と石狩川開発建設部を統合し、内部管理部門を合理化することにより、22年度末までに50人合理化 － 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の施行及び北海道による所定の事業の委譲受入れにより、22年度末までに60人合理化 － 防災・技術センター等で実施している技術開発関連業務等を独立行政法人土木研究所に移管することにより、20年度に138人合理化 <p>② 以上のほか、今後とも統合等による組織のスリム化等の体制の見直しを検討する。</p>
北海道開発関係の見直しに伴う機構面の整理合理化	事務事業の見直し、定員の合理化に併せて、機構面での整理合理化を実施する。特に、事務所・事業所等については、平成18~19年度に21か所、20年度に5か所削減することを含め、22年度末までに34か所削減する。
【地方運輸局】 自動車登録関係の業務見直し等 (☆)	<p>① 自動車登録関係930人(17年度末定員)について、次のとおり、平成18~19年度に定員を99人、20年度に37人合理化することを含め、22年度末までに定員を138人以上合理化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 登録事項等証明書の交付業務について、民間委託により19年度に1人、20年度に3人合理化することを含め、22年度末までに10人合理化 － 登録事項等証明書の交付業務以外の登録業務について、業務の効率化により、22年度末までに108人以上合理化することとしており、18~19年度に84人、20年度に29人合理化 － 回送運行許可等の自動車登録関係業務について、業務の効率化により、18~19年度に14人、20年度に5人合理化することを含め、22年度末までに20人合理化 <p>② 18年度から22年度までは、新規増員要求を行わない。</p>

	<p>③ 以上のほか、自動車保有関係手続のワンストップサービスについては、既に一部地域で稼働している新車新規登録について、オンライン化される申請手続に係る一連の事務処理の電子化等による業務の効率化を進め、18年度に定員を40人合理化することに加え、現在サービスを行っていない手続については利用見込み等の調査を行い、利便性・サービス向上が実感でき50%以上の利用見込みが確認できた手続について21年度以降にサービスを開始することとしており、その利用率の向上に努め、引き続き業務の効率化について検討を進め、着実に定員の合理化を図る。</p>
船舶検査における民間能力の一層の活用、船舶検査官等の統合による業務効率化	船舶検査において登録機関制度や事業場認定制度の活用により民間能力の一層の活用を推進するとともに、船舶検査官、船舶測度官及び外国船舶監督官（技術）を統合し業務の一層の効率化を進める。
その他地方運輸局における業務の効率化・合理化（☆）	<p>業務の効率化・合理化により、平成18～19年度に地方運輸局において125人、20年度に地方運輸局において69人定員を合理化する。</p> <p>上記及び国土交通省各事項の取組を含め、22年度末までに地方運輸局において442人以上の定員を合理化する。</p>
【地方航空局、航空交通管制部】	
航空交通管制のメンテナンス業務の民間委託等の推進	航空交通管制のメンテナンス業務については、施設の集約管理・巡回化の条件整備について平成20年度から着手するとともに、引き続き委託対象施設の拡大による施設の点検・保守作業の民間委託等を進め、19年度から30年度までに地方航空局及び航空交通管制部においておおむね600人の定員合理化を図ることとし、地方航空局において、18～19年度に定員を91人、20年度に56人合理化、航空交通管制部において、19年度に定員を6人、20年度に4人合理化することを含め、22年度末までに航空無線標識所の廃止を含め定員を170人以上合理化する。
空港保安防災業務の民間委託等の推進	空港保安防災業務について、東京空港事務所の消防業務の民間委託等を図り、業務の効率化を行うことにより、平成19年度に定員を14人合理化した。
東京国際空港再拡張事業へのPFI導入による業務の効率化	東京国際空港（羽田）再拡張事業のうち国際線地区の整備については、平成22年の供用開始に向け、引き続きPFI手法により民間活力を導入して整備することで、効率的な事業実施を図る。
その他公共事業関連業務の見直し、民間委託等による合理化	地方航空局の公共事業については、工事費用等の積算方式の見直し等について導入を進めることとしており、平成18年度に準備した空港舗装の一部についての試行用実施要領に基づき、19年度中にユニットプライス型の積算による工事発注の試行を開始した。また、工事監督補助業務の民間委託については、一定規模・内容の工事について積極的に推進することとしており、19年度において空港除雪工事において試行範囲を拡大したところである。20年度以降も引き続きこれらを通じて業務の効率化を具体化していく。

航空機検査の民間能力の一層の活用	航空機検査については、今後とも事業場認定制度の活用等による民間能力の一層の活用を推進するとともに、外国証明制度の活用等により業務の効率化を図る。
新勤務体制の導入による要員配置の合理化	管制業務については、24時間運用官署における新勤務体制の導入により要員配置の合理化を進め、平成18～19年度に2人、20年度に那覇空港事務所の定員を1人合理化する。
航空需要が少ない空港のRAG（リモート対空通信）化	<p>運用業務については、航空の安全及び行政サービスの低下を来さないことを前提に、航空需要が少ない空港をRAG（リモート対空通信）化することにより業務の効率化を図ることとし、平成18年度に壱岐空港及び福井空港をRAG化（空港出張所を廃止）すること等により定員を23人合理化することを含め、22年度末までに定員を31人以上合理化する。</p> <p>今後は、交通量の少ない（原則、航空機が輻輳しない）空港において、運航計画及び需要予測を慎重に考慮した上で、航空の運航の安全性が確保できる場合は、RAG化を実施し合理化する予定で検討する。</p> <p>また、平成21年度に大館能代空港及び石見空港において合理化する予定で検討する。</p>
航空管制運航情報官業務の集約化	第3種空港等の航空管制運航情報官について、対空援助業務と飛行場情報業務のない空港においては、運航援助情報業務（航空機の運航監視、飛行計画の受理・審査、航空情報の発行）を飛行援助センター及び航空情報センター（平成19年度新設）に集約・移行することにより、19年度に定員を20人、20年度に定員を12人合理化することを含め、22年度末までに定員を30人以上合理化する。
航空灯火・電気施設の運用管理業務の集約化	<p>航空灯火・電気技術業務については、平成17年度から19年度にかけて、航空灯火・電気施設の運用管理業務を全国5か所（ブロック）に集約することにより業務の効率化を図り、18～19年度に5人、20年度に2人合理化することを含め、22年度末までに定員を7人以上合理化する。</p> <p>また、平成20年度に開港予定の静岡空港において航空灯火・電気施設の運用管理業務をブロックに集約することにより増員を抑制する。</p>
新管制卓の導入による管制業務の効率化	<p>管制業務については、平成20年度以降、新管制卓を導入し、管制支援機能や業務の一部自動化及び新勤務体制の導入を行うことにより、サービスを低下させることなく管制業務の効率化を図り、22年度末までに定員を8人以上合理化することを含め、定員を80人程度合理化する。</p> <p>また、平成21年度に札幌及び福岡管制部においてそれぞれ3人、5人合理化する見込みである。</p>
その他地方航空局、航空交通管制部における業務の効率化・合理化	業務の効率化・合理化により、平成18～19年度に地方航空局において72人、航空交通管制部において40人、20年度に地方航空局において43人、航空交通管制部において1人定員を合理化する。

(☆)	上記及び国土交通省各事項の取組を含め、22年度末までに地方航空局において373人以上、航空交通管制部において59人以上の定員を合理化する。
【国土地理院】 国土地理院関係の業務見直し等	<p>① 国土地理院797人（17年度末定員）について、次のとおり、平成18～19年度に定員を25人、20年度に15人合理化することを含め、22年度末までに定員を70人以上合理化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 公共測量の指導・調整に関する業務の外部委託、測量成果に係る審査業務における第三者機関による検定の活用の拡充による業務の合理化により、19年度に4人、20年度に5人合理化することを含め、22年度末までに20人合理化 － 地図の修正に係る基本情報調査業務等の外部委託を含む業務の合理化により、18年度に2人、20年度に3人合理化することを含め、22年度末までに13人合理化 － GISの開発・導入等による業務の合理化により、18～19年度に5人、20年度に3人合理化することを含め、22年度末までに10人合理化 － 内部管理業務の電子処理の推進、業務処理の集中化等により、18～19年度に14人、20年度に4人合理化することを含め、22年度末までに27人合理化 <p>② 大規模災害等現状では予測し難い状況への対処を除き、22年度までは、新規増員要求を行わない。</p>
【小笠原総合事務所】 小笠原総合事務所の組織の見直し	業務の効率的な実施の観点から、平成19年度に次長及び調査課を廃止した。また、今後、業務の実情等を踏まえ、必要に応じ、更なる業務の効率化を検討する。
【船員労働委員会】 船員労働委員会の組織・定員の合理化	<p>船員労働委員会については、船員地方労働委員会事務局の要員配置を見直し、地方運輸局との兼務体制を図ること等により、平成18年度に定員を24人合理化した。</p> <p>20年度に船員労働委員会を廃止するとともに紛争処理機能は中央労働委員会（厚生労働省）等、調査審議機能は交通政策審議会等に移管し、定員を26人合理化する。</p>
【気象庁】 気象庁関係の業務見直し等	<p>① 気象庁5,958人（17年度末定員）について、次のとおり、平成19年度に定員を3人、20年度に定員を6人合理化することを含め、22年度末までに定員を192人以上合理化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 21年度を目途に気象研究所を非公務員型独立行政法人に移行することにより、174人合理化 － 解説業務の遠隔化及び観測業務の可能な限りの自動化を実施することにより測候所を原則廃止し、19年度に3

	<p>人、20年度に6人合理化することを含め、22年度末までに18人合理化</p> <p>② 以上のほか、機械化・自動化の進展等を反映した予報・観測業務の一層の効率化により、18～19年度に定員を47人、20年度に33人合理化する。また、21年度以降も引き続き機械化・自動化の進展を反映した予報・観測業務の効率化を進める。</p> <p>③ また、気象大学校について、気象業務評価の一環として、職員採用の考え方、カリキュラムの在り方など気象大学校における地方気象台の要員育成システムについての評価を実施し、19年3月に評価結果を公表した。</p>
気象庁関係の見直しに伴う機構面の整理合理化（☆）	<p>管区気象台等について、事務事業の見直し、定員の合理化に併せて、46か所ある測候所の原則廃止等の機構面における整理合理化を実施する。平成18～19年度においては18か所を廃止し定員を126人合理化するとともに業務の見直しにより定員を28人、20年度においては10か所を廃止し、定員を84人合理化するとともに、業務の見直しにより定員を6人合理化する。</p>
その他管区気象台等における業務の効率化・合理化（☆）	<p>業務の効率化・合理化により、平成18～19年度に管区気象台等において38人、20年度に管区気象台等において7人定員を合理化する。</p> <p>上記及び国土交通省各事項の取組を含め、22年度末までに管区気象台等において388人以上の定員を合理化する。</p>
【管区海上保安本部】	
航路標識の保守業務の民間委託化	<p>海上保安庁の航路標識の保守業務については、安全性・経済性を勘案しつつ、灯台見回り船の廃止に合わせ平成18～19年度に定員を38人合理化するとともに、18年度に策定した基本計画を基に、条件の整ったものから順次民間委託化を進めることにより、業務の効率化及び要員配置の合理化を行うこととし、20年度に定員を49人合理化する。</p>
船舶自動識別装置（AIS）導入等による海上交通管制業務の見直し	<p>SOLAS条約に基づき、今後平成20年までの間に国際船舶や旅客船に対する船舶自動識別装置（AIS）の搭載が義務付けられることを踏まえ、海上交通センターの航行管制業務の見直しを行い、20年度に定員を10人合理化することを含め、21年度までに定員を16人合理化する。</p>
水路観測所業務の見直し	<p>水路観測所については、白浜水路観測所の廃止により、平成18年度に定員を3人合理化するとともに、19年度以降、現在、星食観測業務により得ている観測データ等を外部から入手できるよう関係機関との調整を進め、20年度に、星食観測業務のみを行う美星水路観測所の廃止により定員を3人合理化するとともに、下里水路観測所について、星食観測業務の廃止を行うことにより定員を2人合理化する。</p>
その他管区海上保安本部における業務の効率化・合理化（☆）	<p>業務の効率化・合理化により、平成18～19年度に管区海上保安本部において390人、20年度に管区海上保安本部において140人定員を合理化する。</p>

	上記及び国土交通省各事項の取組を含め、22年度末までに管区海上保安本部において810人以上の定員を合理化する。
道路運送車両法に係る登録等の申請手続のオンライン利用促進による業務の効率化・合理化（☆）	道路運送車両法に係る登録等の申請手続関係手続については、平成17年度末に策定した「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、既に一部地域で稼働している新車新規登録について、オンライン化される申請手続に係る一連の事務処理の電子化等による業務の効率化を進め、18年度に定員を40人合理化することに加え、現在サービスを行っていない手続については利用見込み等の調査を行い、利便性・サービス向上が実感でき50%以上の利用見込みが確認できた手続について21年度以降にサービスを開始することとしており、その利用率の向上に努め、引き続き業務の効率化について検討を進め、着実に定員の合理化を図る。
海技免状及び小型船舶操縦免許証の更新に係る申請手続のオンライン利用促進による業務の効率化・合理化	海技免状及び小型船舶操縦免許証の更新に係る申請手続については、平成17年度末に策定した「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、申請の8割を占める海事代理士が大量の申請を一括して行えるようなシステムに改修することにより、利用率の向上を図り、引き続き業務の効率化・合理化について検討する。
港則法の届出等に係る申請手続のオンライン利用促進による業務の効率化・合理化（☆）	港則法の届出等に係る申請手続については、平成17年度末に策定した「オンライン利用促進のための行動計画」の港湾EDIシステムの対象手続の利用率50%以上を達成させることにより、「輸出入及び港湾・空港手続関係業務（港湾手続関係業務）」の業務・システムの最適化による業務の効率化・合理化と併せて、20年度に定員を3人合理化する。
業務・システムの最適化に基づく業務の効率化・合理化（☆）	<p>業務の集約化やアウトソーシング、業務処理システムの最適化等により、内部管理業務を見直す。</p> <p>「統計調査等業務の業務・システムの最適化計画」の府省別計画に基づき、船舶船員統計調査及び海難統計調査を廃止したところである。今後も、交通運輸統計の抜本的見直しを行うとともに、その他既存統計について統計事務の効率化、民間委託化を実施する。</p> <p>「国土交通省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づき、ネットワーク周辺機器の統合化等による省内ネットワーク運用管理の効率化を実施する。</p> <p>「港湾手続関係業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）に係る業務・システムの最適化計画」に基づき、港湾手続関係業務の効率化・合理化を実施する。</p> <p>「公共事業支援システム（官庁営繕業務を含む）の業務・システム最適化計画」（国土交通省分）に基づく電子契約システム等の導入等による契約事務の効率化・簡素化を実施する。</p> <p>「自動車登録検査業務電子情報処理システム（MOTAS）業務・システムの最適化計画」に基づき、オンライン化される申請手続に係る一連の事務処理の電子化等による自動車登録業務の効率化を実施する。</p> <p>「気象資料総合処理システム等の最適化計画」に基づき、最新の情報通信及び情報処理技術を導入したシステムを整備することにより、気象資料総合処理システム等の効率化を実施する。</p> <p>「汎用電子計算機システム業務・システム最適化計画」に基づき、汎用電子計算機システムを廃止したところであ</p>

	<p>る。引き続き、各個別業務に係るシステム関連業務の効率化を実施する。</p> <p>「共用電子計算機システム（つくば地区旭庁舎）業務・システム最適化計画」に基づき、平成17年12月にネットワーク機器の統合・廃棄を主とした新システムを導入し、システムの借上げ費用の削減によるネットワーク運用保守業務の効率化を実施した。</p> <p>「海上保安における船舶動静情報活用業務の業務・システム最適化計画」に基づき、情報を最大限に活用できるシステムを整備することにより、情報共有等に係る業務の効率化・合理化を実施する。</p> <p>「地震津波監視等業務・システム最適化計画」に基づき、最新の情報通信及び情報処理技術を導入したシステムを整備することにより、地震津波監視等業務の効率化・合理化を実施する。</p> <p>「地域気象観測業務・システム（アメダス）最適化計画」に基づき、最新の情報通信及び情報処理技術を導入することにより、地域気象観測業務・システムの効率化を実施する。</p> <p>これらの取組により、平成18～19年度に定員を408人、20年度に314人合理化することを含め、22年度末までに855人合理化する見込みである。</p> <p>以上のほか、府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムについては、各最適化計画の進捗状況を踏まえつつ、各計画の担当府省と調整を行い、府省共通業務・システムの導入による業務の効率化・合理化を実施する。</p>
<p>統計調査業務の民間開放の推進による効率化・合理化</p>	<p>鉄道車両等生産動態統計調査（指定統計調査）について、平成20年度に行う調査系統の見直し等を踏まえ、21年度から競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象業務とする方向で検討する。</p> <p>宿泊旅行統計調査（承認統計調査）について、民間事業者による19年3月からの実施状況等を踏まえ、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象業務とすることも含め内閣府官民競争入札等監理委員会と連携して民間開放について検討する。</p>
<p>国土交通大学校の施設の管理・運営業務の市場化テストの実施</p>	<p>国土交通大学校の施設の管理・運営業務については、民間競争入札を行い、平成21年4月から原則3年以上の複数年契約によって実施することにより、施設の管理・運営業務の効率化等を図る。</p>
<p>特別会計改革による事務・事業の効率化・合理化（☆）</p>	<p>平成20年度において、道路整備特別会計、治水特別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計及び都市開発資金融通特別会計が社会資本整備事業特別会計に統合されることに伴い、各特別会計において経理されていた人件費、事務費等が業務勘定として一本化されること及び内部管理業務に係る事務の効率化が求められていることを踏まえ、19年度に内部管理業務の一部を集約処理することについて試行を実施し、その結果に基づき特別会計定員の合理化を図るなどの業務の減量・効率化を推進することにより、20年度に92人合理化する。</p> <p>なお、空港整備特別会計については、平成20年度に他の特別会計と統合し、事務及び事業の合理化及び効率化を図ることとし、統合後の空港整備勘定において経理されている事務及び事業については、将来において、独立行政法人その他の国以外の者に行わせることについて検討する。</p>

	<p>また、自動車損害賠償保障事業特別会計及び自動車検査登録特別会計を、20年度に統合し、名称を「自動車安全特別会計」とし、これらの特別会計において経理されていた事務及び事業について、その合理化及び効率化を図り、定員を2人合理化する。その後、事務及び業務の性質に応じ、一般会計において経理される事務及び事業への移行又は独立行政法人への移管について検討する。</p>
<p>国土交通政策研究所、国土技術政策総合研究所、国土交通大学校の組織・運営の効率化・合理化（☆）</p>	<p>内部管理業務の見直し等により、平成20年度に国土技術政策総合研究所の定員を4人、国土交通大学校の定員を2人、気象大学校の定員を1人合理化する。引き続き、研修・研究施設については、内部管理業務の見直し、アウトソーシングの積極的な推進等を行い、必要な合理化を検討する。</p> <p>また、航空保安大学校においては、校舎及び学生寮について、20年4月に移転するとともに、維持管理についてもPFI手法を導入し、効率的な事業実施を図るとともに、人材育成の効率化により定員を22人合理化する。</p>

（注）事項名に（☆）がある事項における平成20年度の合理化数は他の事項との重複がある。